

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 20日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



提出者

住 所 茨城県稻敷郡阿見町吉原3586  
氏 名 株式会社ツムラ 茨城工場  
工場長 中西 ひさ子  
電話番号 029-889-2121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

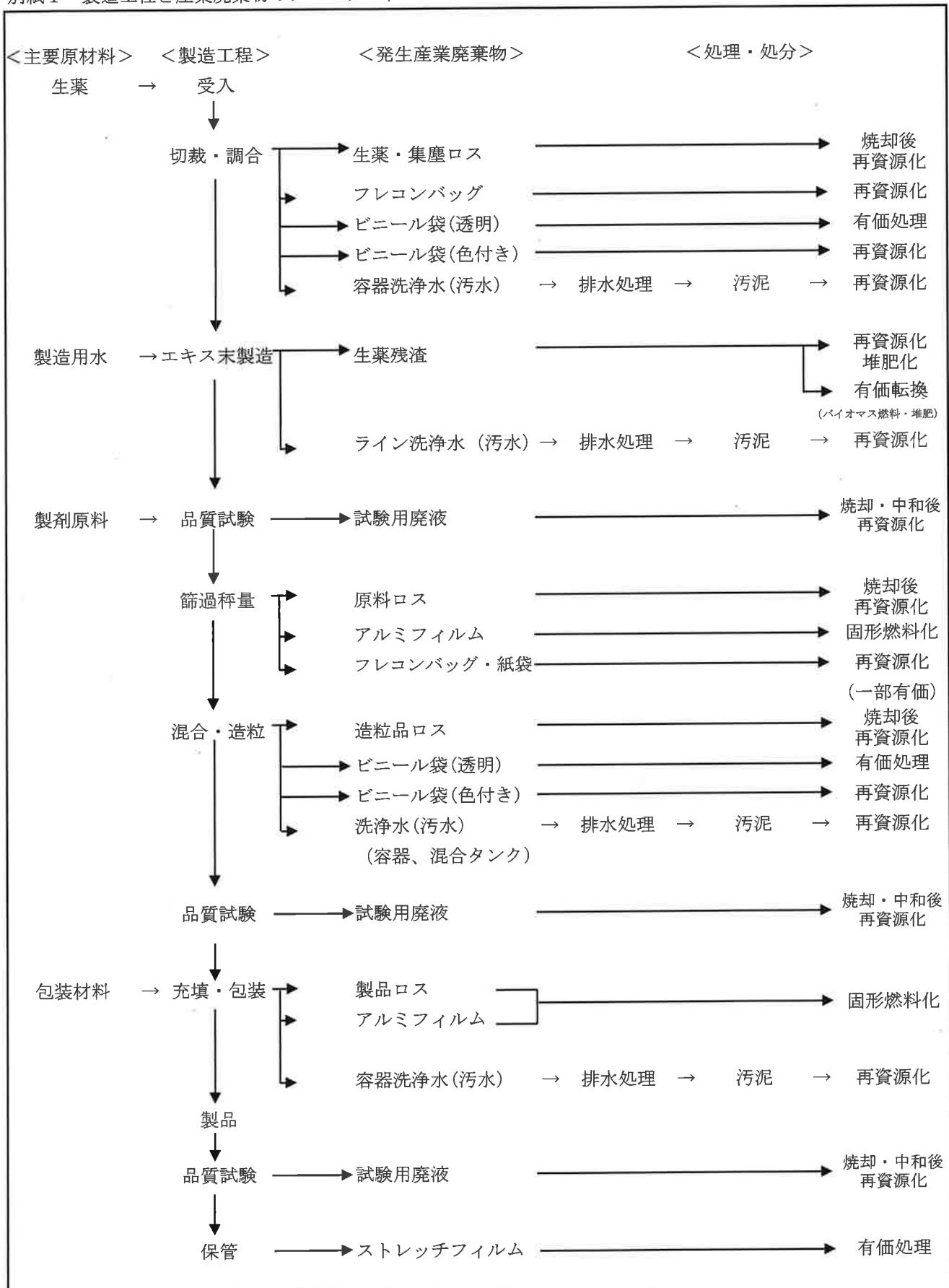
事業所の名称	株式会社ツムラ 茨城事業所
事業所の所在地	茨城県稻敷郡阿見町吉原 3586
計画期間	2023年4月1日より2024年3月31日までの1年間

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医薬品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 87,357,208千円
③従業員数	1040名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

別紙1 製造工程と産業廃棄物のフローシート



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
排 出 量		20,789.5 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	別紙2参照		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	排 出 量	22,617.1 t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙2参照			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに35種に分別している。各部署へ分別基準表を配付し、各部署にて分別廃棄を実施している。 また、分別不良が発生しないよう、新しい従業員に対しては分別廃棄の教育を実施し、全従業員に対しても分別廃棄の重要性について教育を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別基準表に基づく分別廃棄、順守状況確認を継続実施する。また、事業所全従業員を対象とする教育会、啓蒙活動を推進する。

## 別紙2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### ①現状 【前年度（2022年度）実績】

廃棄物の種類	詳 細	排出量(t)	これまでに実施した取組
動植物性残渣	生薬残渣	19,161.9	堆肥化、還元焙焼、有価物転換 サーマルリサイクル、バイオマス燃料
汚泥	排水汚泥、粉塵、製剤 製品廃棄、試薬廃棄	1,199.4	堆肥化 焼却後再資源化
廃油	機械油	0.5	焼却後再資源化
廃プラスチック	廃プラ（可燃物、不燃物）	413.0	固形燃料化、有価物転換 破碎、溶融処理後再資源化
木くず	木くず廃材	5.2	焼却後再資源化
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃材、ガラスくず	5.5	破碎、溶融処理後再資源化
水銀使用製品廃棄物・水銀含有ばいじん等	廃蛍光管、ボタン電池	1.5	破碎、焙焼処理後再資源化
乾電池類	乾電池・LED	0.1	分離後再資源化
廃アルカリ		2.3	分離後再資源化
計		20,789.5	

### ②計画

廃棄物の種類	詳 細	排出量(t)	今後実施する予定の取組
動植物性残渣	生薬残渣	20,906.0	有価物転換の推進（付加価値向上） 100%リサイクルを維持継続
汚泥	排水汚泥、粉塵、 製品廃棄、試薬廃棄	1,263.0	生産工程におけるロス低減を行い粉塵 発生を抑制する。 100%リサイクルを維持継続
廃油	機械油	0.5	100%リサイクルを維持継続
廃プラスチック	廃プラ（可燃物、不燃物）	435.2	有価物転換を推進するともに生産工程 におけるロス低減を行い発生を抑制す る。熱分解による削減。 100%リサイクルを維持継続
木くず	木くず廃材	5.2	100%リサイクルを維持継続
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃材、ガラスくず	5.5	100%リサイクルを維持継続
水銀使用製品廃棄物・水銀含有ばいじん等	廃蛍光管、ボタン電池	1.5	100%リサイクルを維持継続
乾電池類	乾電池・LED	0.1	100%リサイクルを維持継続
計		22,617.1	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2022年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度） 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	別紙3参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 排出される全ての産業廃棄物について、再生利用業者（優良認定業者を含む）に委託することにより、産業廃棄物の再資源化100%（ゼロエミッഷン）を維持している。			

## (第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙3参照
	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t t t t t t t
※事務処理欄	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>前年に引き続き、全ての産業廃棄物について、再生利用業者（優良認定業者を含む）に委託することにより、産業廃棄物の再資源化100%（ゼロエミッション）を維持する。</p>	

### 別紙3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

#### ①現状 【前年度（2022年度）実績】

廃棄物の種類	全処理委託量 (t)	優良認定 処理業者 への処理 委託量(t)	再生利用業者 への処理委託 量(t)	認定熱回収業 者への処理委 託量(t)	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への処 理委託量(t)
動植物性残渣	19,161.9	13,643.6	19,161.9	699.0	
汚泥	1,199.4	1,190.7	1,199.4	8.7	
廃油	0.52	0.52	0.52		
廃プラスチック	413.0	392.1	413.0		
木くず	5.2	5.2	5.2		
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	5.5	4.2	5.5		
水銀使用製品廃棄物 ・水銀含有ばいじん等	1.5	1.5	1.5		
廃電池（乾電池）	0.1	0.1	0.1		
廃アルカリ	2.3	2.3	2.3		
計	20,789.5	15,240.4	20,789.5	707.7	0.0

#### ②計画

廃棄物の種類	全処理委託量 (t)	優良認定 処理業者 への処理 委託量(t)	再生利用業者 への処理委託 量(t)	認定熱回収業 者への処理委 託量(t)	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への処 理委託量(t)
動植物性残渣	20,906.0	12,796.0	20,906.0	1,310.0	
汚泥	1,263.0	1,263.0	1,263.0		
廃油	0.54	0.54	0.54		
廃プラスチック	435.2	413.1	435.2		
木くず	5.2	5.2	5.2		
ガラス・コンクリー ト・陶磁器くず	5.5	4.2	5.5		
水銀使用製品廃棄物 ・水銀含有ばいじん等	1.5	1.5	1.5		
乾電池類	0.1	0.1	0.1		
計	22,617.1	14,483.7	22,617.1	1,310.0	0.0

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。